

目次

通達・通知

- 平成28年改正条例の施行に伴う給与の支給等の特例に関する規則の運用について等に
ついて..... 1

通達・通知

教給 第899号
平成28年12月22日

各 部 課 長
各 教 育 局 長
各 所 管 機 関 の 長 様
札幌市を除く各市町村教育委員会教育長
(札幌市を除く各市町村立学校長)

北海道教育委員会教育長

平成28年改正条例の施行に伴う給与の支給等の特例に関する規則の運用につ いて等について(通知)

平成28年改正条例の施行に伴う給与の支給等の特例に関する規則の運用について(平成28年12月22日付け人委第512号)等の通知が別記1から別記5までのとおり北海道人事委員会事務局長からあったので、通知します。

記

- 1 平成28年改正条例の施行に伴う給与の支給等の特例に関する規則の運用について(平成28年12月22日付け人委第512号)(別記1)
- 2 給与条例及び支給規則の運用についての一部改正について(平成28年12月22日付け人委第513号)(別記2)
- 3 初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の運用についての一部改正について(平成28年12月22日付け人委第514号)(別記3)
- 4 復職時等における号俸の調整の運用についての一部改正について(平成28年12月22日付け人委第515号)(別記4)
- 5 初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則の運用について(平成28年12月22日付け人委第516号)(別記5)

(教育職員局給与課給与制度グループ)

別記1

人委 第512号
平成28年12月22日

北海道総務部長
北海道教育庁教育部長
北海道警察本部警務部長
北海道議会事務局長
北海道監査委員事務局長
北海道選挙管理委員会事務局長 様
北海道連合海区漁業調整委員会事務局長
各海区漁業調整委員会事務局長
北海道内水面漁場管理委員会事務局長
札幌市教育委員会学校教育部長
北海道人事委員会事務局長

北海道人事委員会事務局長

平成28年改正条例の施行に伴う給与の支給等の特例に関する規則の運用について（通知）

平成28年改正条例の施行に伴う給与の支給等の特例に関する規則（北海道人事委員会規則7-1328）の運用について次のとおり定められ、平成28年12月22日以降はこれによって実施することとされたので通知します。

記

第2条関係

第2条第1号の「人事委員会の定める場合」は、次に掲げる場合とする。

- (1) 北海道職員の給与に関する条例（昭和27年北海道条例第75号。以下「道職員給与条例」という。）第21条第2項から第5項まで、北海道学校職員の給与に関する条例（昭和27年北海道条例第78号。以下「学校職員給与条例」という。）第21条第3項から第6項まで（市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の給与に関する条例（昭和27年北海道条例第79号）第2条第2項において準用する場合を含む。以下学校職員給与条例の規定について規定する場合において同じ。）又は北海道地方警察職員の給与に関する条例（昭和29年北海道条例第34号。以下「警察職員給与条例」という。）第26条第2項から第5項までの規定により支給する場合
- (2) 道職員給与条例第13条ただし書、学校職員給与条例第13条ただし書又は警察職員給与条例第15条ただし書の規定により半額を減ずる場合
- (3) 日割りによる計算により支給する場合

第3条関係

1 第3条の「人事委員会の定めるもの」は、次に掲げる規定による給与の減額（以下「給与減額」という。）とする。

- (1) 道職員給与条例第13条本文、学校職員給与条例第13条本文又は警察職員給与条例第15条本文
 - (2) 北海道職員等の育児休業等に関する条例（平成4年北海道条例第3号）第26条
 - (3) 北海道職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成10年北海道条例第3号）第16条第3項（同条例第17条第2項において準用する場合を含む。）又は北海道学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成10年北海道条例第21号）第16条第3項（同条例第17条第2項において準用する場合を含む。）（市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例（昭和27年北海道条例第81号）第2条において準用する場合を含む。）
- 2 第3条の規定の適用がある場合における給与の支給に関する規則（北海道人事委員会規則7-280。以下「支給規則」という。）第13条の2第2号から第4号までに規定する給料の月額に対する当該手当の月額は、それぞれ特例規則第1条第7号に規定する改正前の給与条例（以下「改正前の給与条例」という。）の規定による額に相当する額とする。
- 3 特例規則第1条第4号に規定する経過措置額支給特定職員（以下「経過措置額支給特定職員」という。）に対する平成28年4月1日から同条第5号に規定する施行日の前日の属する月の末日までの間に係る給与減額に当たって、特例規則の規定（特例規則第4条の規定を除く。）の適用がないものとした場合の特例規則第1条第6号に規定する改正後の給与条例の規定による給与に係る減額されるべき額と改正前の給与条例の規定による給与に係る減額されるべき額が同額である場合における支給規則第13条の2第2号から第4号までに規定する給料の月額に対する当該手当の月額は、それぞれ改正前の給与条例の規定による額に相当する額とする。

第4条関係

- 1 第4条第1項に規定する職員（次項に規定する職員を除く。）には、平成27年給料の切替えに伴う経過措置に関する規則（北海道人事委員会規則7-1293。以下「平成27年経過措置規則」という。）第4条第1項第2号中「対応する給料月額に」とあるのは「対応する給料月額（同日が平成28年4月1日から平成28年改正条例の施行に伴う給与の支給等の特例に関する規則（北海道人事委員会規則7-1328）第1条第5号に規定する施行日の前日までの間であるときは、同条第7号に規定する改正前の給与条例の規定による給料月額。以下この号において同じ。）に」と、「と当該降格又は」とあるのは「と当該降格後に受けることとなる号俸（当該降格をした日が平成28年4月1

日から当該施行日の前日までの間であるときは、初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則（北海道人事委員会規則7-1332）による改正前の初任給等規則の規定による号俸）又は当該」と読み替えて平成27年経過措置規則の規定を適用した場合の平成27年改正条例附則の規定（特例規則第1条第2号に規定する平成27年改正条例附則の規定をいう。）による給料の額に相当する額を、平成27年道職員改正条例（特例規則第1条第1号に規定する平成27年道職員改正条例をいう。以下同じ。）附則第5項若しくは第6項、平成27年学校職員改正条例（同号に規定する平成27年学校職員改正条例をいう。以下同じ。）附則第4項若しくは第5項（これらの規定を市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成27年北海道条例第31号）附則第2項において準用する場合を含む。以下同じ。）又は平成27年警察職員改正条例（同号に規定する平成27年警察職員改正条例をいう。以下同じ。）附則第4項若しくは第5項の規定による給料として支給する。

- 2 第4条第1項に規定する職員のうち、平成27年4月1日から平成27年勧告改正条例の施行に伴う給与の支給等の特例に関する規則（北海道人事委員会規則7-1310）第1条第5号に規定する施行日の前日までの間に平成27年経過措置規則第4条第1項第2号に掲げる場合に該当した職員には、あらかじめ人事委員会と協議して、平成27年道職員改正条例附則第5項若しくは第6項、平成27年学校職員改正条例附則第4項若しくは第5項又は平成27年警察職員改正条例附則第4項若しくは第5項の規定による給料を支給する。この場合において、平成27年勧告改正条例の施行に伴う給与の支給等の特例に関する規則の運用について（平成28年3月15日付け人委第753号通知。以下「平成27年特例規則運用通知」という。）第4条関係の規定は適用しない。
- 3 第4条第2項に規定する職員（次項に規定する職員を除く。）には、給料の切替えに伴う経過措置に関する規則（北海道人事委員会規則7-1101。以下「平成18年経過措置規則」という。）第4条第1項第2号中「と降格又は」とあるのは、「（同日が平成28年4月1日から平成28年改正条例の施行に伴う給与の支給等の特例に関する規則（北海道人事委員会規則7-1328）第1条第5号に規定する施行日の前日までの間であるときは、同条第7号に規定する改正前の給与条例の規定による給料月額。以下この号において同じ。）と降格後に受けることとなる号俸（降格をした日が平成28年4月1日から当該施行日の前日までの間であるときは、初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則（北海道人事委員会規則7-1332）による改正前の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の規定による号俸）又は」と読み替えて平成18年経過措置規則の規定を適用した場合の平成18年改正条例附則の規定（特例規則第1条第3号号に規定する平成18年改正条例附則の規定をいう。）による給料の額に相当する額を、平成18年道職員改正条例（同号に規定する平成18年道職員改正条例をいう。以下同じ。）附則第9項若しくは第10項、平成18年学校職員改正条例（同号に規定する平成18年学校職員改正条例をいう。以下同じ。）附則第9項若しくは第10項（これらの規定を市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成18年北海道条例第48号）附則第2項において準用する場合を含む。以下同じ。）又は平成18年警察職員改正条例（同号に規定する平成18年警察職員改正条例をいう。以下同じ。）附則第9項若しくは第10項の規定による給料として支給する。
- 4 第4条第2項に規定する職員のうち、平成18年4月1日から初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則（北海道人事委員会規則7-1323）の施行の日の前日までの間に平成18年経過措置規則第4条第1項第2号に掲げる場合に該当した職員には、あらかじめ人事委員会と協議して、平成18年道職員改正条例附則第9項若しくは第10項、平成18年学校職員改正条例附則第9項若しくは第10項又は平成18年警察職員改正条例附則第9項若しくは第10項の規定による給料を支給する。この場合において、平成27年特例規則運用通知第4条関係の規定は適用しない。

その他の事項

北海道職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成28年北海道条例第108号）、北海道学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成28年北海道条例第109号）、市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成28年北海道条例第110号）及び北海道地方警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成28年北海道条例第111号）の施行に伴う給与の支給等の特例に関し、この通知により難しい場合には、あらかじめ人事委員会の承認を得て別段の取扱いをすることができる。

(給与課給与グループ)

別記2

人委第513号
平成28年12月22日

北海道総務部長
北海道教育庁教育部長
北海道警察本部警務部長
北海道議会事務局長
北海道監査委員事務局長
北海道選挙管理委員会事務局長 様
北海道連合海区漁業調整委員会事務局長
各海区漁業調整委員会事務局長
北海道内水面漁場管理委員会事務局長
札幌市教育委員会学校教育部長
北海道人事委員会事務局長

北海道人事委員会事務局長

給与条例及び支給規則の運用についての一部改正について（通知）

給与条例及び支給規則の運用について（昭和44年5月1日付け44人委第308号通知）の一部が次のとおり改正され、平成28年4月1日から適用されることとなったので通知します。

記

第10第10項の(2)アの(ア)中「100分の37」を「100分の39.5」に、「100分の31.5」を「100分の33」に改め、同項の(2)アの(イ)中「100分の48」を「100分の51.5」に、「100分の52.5」を「100分の55.5」に改め、同項の(2)アの(ウ)中「100分の58」を「100分の62」に、「100分の73」を「100分の77」に改め、同項の(2)イの(ア)中「100分の20」を「100分の21.5」に、「100分の15」を「100分の16」に改め、同項の(2)イの(イ)中「100分の25以下」を「100分の27以下（特定幹部職員にあっては、100分の26.5以下）」に改め、同項の(2)イの(ウ)中「100分の30」を「100分の32」に、「100分の35」を「100分の37」に改め、同項の(3)ア中「100分の58超100分の68」を「100分の62超100分の72.5」に、「100分の73超100分の88」を「100分の77超100分の92.5」に改め、同項の(3)イ中「100分の30超100分の35」を「100分の32超100分の37.5」に、「100分の35超100分の45」を「100分の37超100分の47.5」に改め、同項の(5)アの(ア)中「100分の75」を「100分の85」に改め、同項の(5)アの(イ)中「100分の95」を「100分の105」に改め、同項の(5)イの(ア)中「100分の35」を「100分の40」に改め、同項の(5)イの(イ)中「100分の45」を「100分の50」に改める。

(給与課給与グループ)

別記3

人委第514号
平成28年12月22日

北海道総務部長
北海道教育庁教育部長
北海道警察本部警務部長
北海道議会事務局長
北海道監査委員事務局長
北海道選挙管理委員会事務局長 様
北海道連合海区漁業調整委員会事務局長
各海区漁業調整委員会事務局長
北海道内水面漁場管理委員会事務局長
札幌市教育委員会学校教育部長
北海道人事委員会事務局長

北海道人事委員会事務局長

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の運用についての一部改正について
(通知)

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の運用について（昭和48年4月1日付け48人委第267号通知）の一部が次のとおり改正され、平成28年4月1日から適用されることとなったので通知します。

記

第35条関係中第14項を第15項とし、第10項から第13項までを1項ずつ繰り下げ、第9項の次に次の1項を加える。

- 10 第35条第5項の規定により職員の昇給区分を決定しようとする場合には、あらかじめ人事委員会に協議するものとする。ただし、あらかじめ人事委員会に協議して定めた基準に従い取り扱うときは、この限りでない。

(給与課給与グループ)

別記4人委第515号
平成28年12月22日

北海道総務部長
北海道教育庁教育部長
北海道警察本部警務部長
北海道議会事務局長
北海道監査委員事務局長
北海道選挙管理委員会事務局長
北海道連合海区漁業調整委員会事務局長
各海区漁業調整委員会事務局長
北海道内水面漁場管理委員会事務局長
札幌市教育委員会学校教育部長
北海道人事委員会事務局長

様

北海道人事委員会事務局長

復職時等における号俸の調整の運用についての一部改正について（通知）

復職時等における号俸の調整の運用について（平成18年3月31日付け人委第648号通知）の一部が次のとおり改正されたので、平成28年12月22日以降はこれによって実施してください。

記

第1の第9項中「」を除く」の次に「。以下「学校職員」という」を加える。

第1に次の1項を加える。

- 11 平成28年12月2日から平成29年3月31日までの期間の一部又は全部を含む休職等の期間の特例

学校職員の平成28年12月2日から平成29年3月31日までの期間の一部又は全部を含む休職等の期間に係る復職時調整における第1の第2項第1号から第3号までの規定の適用については、同項第1号から第3号までの規定中「算定期間」とあるのは「算定期間（当該算定期間に係る評価終了日が平成29年3月31日である場合にあっては、平成28年12月2日から平成29年3月31日までの期間（当該期間の途中において新たに学校職員となった者等のうち、第1の第2項第5号の規定の適用を受ける者にあつては平成28年12月2日以後において採用等の日における号俸の決定に係る事情等を考慮して任命権者が定める日から当該採用等の日以後の最初の評価終了日までの期間、同号の規定の適用を受けない者にあつては採用等の日から当該採用等の日以後の最初の評価終了日までの期間）」と、同項第2号中「12月」とあるのは「12月（当該算定期間に係る評価終了日が平成29年3月31日である場合にあっては、4月）」とする。

(給与課給与グループ)

別記5

人委第516号
平成28年12月22日

北海道教育庁教育部長 様

北海道人事委員会事務局長

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則の運用について
(通知)

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則（北海道人事委員会規則7-1323。以下「改正規則」という。）の運用について次のとおり定められ、平成28年12月22日から実施されることとなりましたので、通知します。

記

附則第8項関係

附則第8項の「人事委員会の定める学校職員」は、平成28年12月2日から平成29年3月31日までの期間（以下「特定期間」という。）の一部を含む休職等の期間を有する学校職員（特定期間内に新たに採用された学校職員及び特定期間の全部を含む休職等の期間を有する学校職員を除く。）であって、改正規則による改正後の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（北海道人事委員会規則7-405）第35条第4項各号のいずれかに該当することとなるものとし、当該学校職員の昇給区分については、部内の他の職員との均衡を考慮して任命権者が定める日から平成29年3月31日までの期間を同項に規定する基準期間として決定することができるものとする。

(給与課給与グループ)